

「新たな親密圏」をめぐる議論

—フェミニズム視点からの批判的考察—

山田 綾
Aya YAMADA

家政教育講座

1. なぜ、今、「新たな親密圏」か

人は、誰とどのような関係を結び、生きるのか。

近年、「新たな親密圏」の必要が指摘されている¹⁾。

なぜ、今、「新たな親密圏」を創出する必要が語られているのであろうか。

理由の一つは、家族神話の解体や現実の家族の変容が生じているとの認識と関わっている。というのも、親密圏のイメージはさまざまではあるが、常に公共圏と対置して語られ、家族は親密圏そのものあるいは親密圏の一つとみなされてきたからである。

親密圏は社会的に統制される場としての公共圏からの避難所であり、親密な関係であるからこそ安心して自己を表現でき、ケアされる安全地帯として描かれてきた。そして、人々はそこを拠点に公共圏に出ることができる。このような親密圏として、多くの場合、近代の小家族が想定されてきた。例えば、ユルゲン・ハーバーマスは、親密圏としての家族を自由と愛と教養で結ばれた「愛の共同体」として描いた²⁾。

このような親密圏としての家族のイメージは、日本においては高度経済成長期以降に浸透したと考えられる。日本では、明治時代に、公的領域と境界を画した家庭領域という観念が生まれ、やすらぎの場としての意味づけがなされてきたと言われている³⁾。そうした観念と結びついた小さな家族の単位、即ち核家族が大衆化したのは、戦後民法改正により国家による家族管理の単位が「家」から夫婦家族単位に変化し、サラリーマン世帯が増加する高度経済成長期である。1960年代後半に恋愛結婚が見合い結婚を上回るようになると、情緒性を特徴とする独自な場としての家族・家庭という捉え方が実感を伴いつつあるべき規範として定着したと考えられる。

しかしながら、「愛情溢れる安全地帯」として描かれた家族は、性別役割分業を前提としており、フェミニズムにより女性を家庭という私領域に閉じこめる抑圧の装置であると批判されてきた。1990年代に、子どもへの虐待やドメスティック・バイオレンス（親密な関係にある男性からの女性への暴力）、さらに高齢者への虐待が健在化されるようになり、「聖域」とされてきた家庭の中の暴力の事実が社会問題として広く受け止められるようになる。「愛情溢れる安全地帯」として語ら

れてきた家族は、フィクションにすぎなかったことが露呈されたのである。

家族神話の解体は、家族の変容にも支えられている。消費社会化とグローバル化は、家族内部の変容を進めてきた⁴⁾。家族は外部の経済や政治と無関係に存在できるわけではなく、消費社会化は家庭生活のあらゆる領域を消費の場として再編し、家族内部に形成されてきた共同性を衰弱させ、家族の「個人化」を進行させている。そうすると、家族の絆は自然には感じられず、「家族をする」というようにどこか人為的な装いを孕むようになる。また、1990年代の〈企業社会—家族システム〉の転換は専業主婦でいられる層を少数に限り、共働きやパラサイトなどの現象を生じさせており家族内の関係を変化させずにおかないからである。

なお、消費社会化は、何もしなければ、家族に限らず人々を孤立化させる方向に働く。加えて、グローバル化に伴って失業増加や社会保障の切り下げ、共同の取り組みの解体などが生じ、特にアンダークラスの棄民化が都市部を中心に進んでいるという⁵⁾。こうした状況を背景に生じる公共の場に対する不安の増大は、安全保障という名目で公共の場の規範化や規律化を進行させるが、それに適応できない人々が排除されるという事態を生むからである。

これらの状況を前に、人が生きられる場として「新たな親密圏」の必要が語られているのである。つまり、親密圏の必要は、大きく二つの文脈で語られている。

一つは、家族神話の解体や家族の変容に際して、従来の家族に替わる親密圏が必要である、という形で論じられている⁶⁾。あるいは、家族を親密圏の一つととらえ、さまざまに存在していた親密圏が解体されつつあるとして、親密圏の再生を求める声もある⁷⁾。

もう一つは、公共圏の変容による孤立化・棄民化に際して、安全装置として新たな親密圏が必要である、というものである。

ここでみておかなければならないことは、このような状況下で「父性の復権」が語られ、「家庭教育重視」の視点から教育基本法の改正や少子化対策計画が進められるなど、政策的・イデオロギ的に伝統的な家族的価値の回帰が強く打ち出されている点である⁸⁾。そして、家族神話の解体や家族の個人化は必ずしも家族の絆に対する人々の期待を減少させる方向へと一方的

に導くことはなく、むしろさまざまな調査では家族への関心や期待が増大している⁹⁾。

新たな親密圏の創出は、こうしたバックラッシュへの対抗としても語られることになる。例えば、渋谷望は、そもそも親密圏は家族以外にもさまざまに存在してきたのであり、グローバル化に伴い解体されたのは家族ではなく親密圏であり、人々を棄民化させないために個人が生を取り戻す場として家族ではなく親密圏こそ多様に再構築していく必要があると指摘する¹⁰⁾。

新たな親密圏の創出が必要であるというとき、親密圏のイメージはさまざまであっても、共通しているのは次の点である。

一つは、家族の問題を踏まえ、家族的価値の回帰を求めるのではなく、むしろそれとは一線を画して、従来の家族とは違う「新たな親密圏」の必要が主張されている点である。

もう一つは、親密圏の危険性を認めながらも、親密圏が不可欠なものとして揺るぎなく捉えられている点である。そこには、公共圏とは別に、安心できる場所が独自に存在するはずであり、存在してこそ人は自分を表現できたり成長することができる、という暗黙の前提が存在する。

だが、そのときの「人」とは、誰を意味するのだろうか。

ドメスティック・バイオレンスや子どもへの虐待の顕在化は、親密圏と暴力の関係を明らかにしたのではなかったのか。

フェミニズムは、「誰にとっての安全か」という問いをたて、それを問うことがどのように封印されてきたのかを問題にしてきた。「新たな親密圏」の創設という語りは、そうした問いを隠蔽する隘路から抜け出る論理を持ち合わせているのだろうか。

従来の家族と一線を画して語られる「新たな親密圏」は、「家族」の問い直しの方向にどのような可能性や意味をもたらすのか。家族の抑圧性を解消できるのか。また、それは、家族的価値の回帰に対抗できる戦略なのか。「新たな親密圏」もまた、公共圏との対比で語られる以上幻想ではないのか。

本稿では、まず、指摘されてきた家族の問題、家族の中の暴力を隠蔽してきた近代社会の公私の区分というしくみの問題を確認したい。その上で、新たな親密圏の構想がそれを組み変えるものでありえるのか、若干の疑問について言及したい。

2. 家族の抑圧性と近代市民社会の構図

1) 親密圏としての家族と性支配

親密圏としての家族は、どのように問題化されてきたのであろうか。

家族は、男女の自由な意志と愛情により結ばれた「親密な関係」に基づいた安心できる避難所であり、そこ

で人はケアされ、そこを拠点にして公共の場へと出ていくことができる。

こうした親密圏としての家族に関する言説を問題にしたのは、第二派フェミニズム、すなわちラディカル・フェミニズムである。1960年代中葉に台頭した第二派フェミニズムは、「愛情溢れる避難所」としての家族が抑圧の装置であることを主張した。私領域とされた家庭に配分されたケアという女性役割や、その根拠とされる情緒性、女性の意識や身体に深く染みこんだ「女らしさ」といった規範の自明性を疑問視し、私領域に配分された性的な事柄や出産・中絶などについて女性が自己決定できることを要求した。

つまり、第二派フェミニズムは、階級支配とは別に性支配が存在していること、そして性支配の権力の作動回路はなによりも家族・性愛や身体などの「私」領域とされたなかに埋め込まれていることを問題とした。私領域とされた家族は、家父長制全体の内部における家父長制の単位であり、性支配の自明性は何より家族の自明性からくるものであったからである。

この時期、近代の批判的検討が進み、社会史や歴史社会学により家族が検討の対象として捉えられるようになり、近代に子どもを核にして「家族」が公的世界と境界を画した集団として独自の性格をもつ領域として構築されたことが明らかになる¹¹⁾。家族研究とフェミニズムは、それまで自明視されてきた家族の集団性と情緒性を相対化し、家族の構築性を描きだした。

すなわち、近代以前の社会では広い人間関係—社交(sociabilite)のなかに埋め込まれていた関係が、近代化に伴い共同体の統制力が衰退して「家族」として析出され、公共領域からの避難所として位置づけられ、公共領域に次世代を送り出す責任を負うことになった。さらに、このような責任を果たす「家族」は情緒性の支配する場という性格を与えられ、情緒の担い手、癒し手としての役割と責任は妻・母である女性に配分された。こうして、公共領域と理念上区別された「私」領域が構築され、性別が振り分けられた。また、女性のセクシュアリティは生殖と結びつけられ、家庭内という「私」領域でのみ認められるようになり、公的に唯一の「正しいセクシュアリティ」が認知されていった。「正しいセクシュアリティ」とは、「終身的な単婚を前提とした、社会でヘゲモニーを得ている階級を再生産する家庭内のセクシュアリティ」¹²⁾であり、「生殖=性交中心のセクシュアリティ」が特化された。

「売春婦」をつくりだすことにより「貞淑な女性」、即ち性の規範が構築されていったが、それは女性を分断する、男女で異なる二重規範であった。

自由意志による結婚とロマンティック・ラブ、性関係(生殖)が結びつけられるようになると、引かれ合った男女が恋愛して結婚し、男女が異なる役割を担うこと—公私への男女の割り振りは自然であり、また純粋

な関係の結果と捉えられてきた。

第二派フェミニズムは、ジェンダーという言葉を用いて女性に割り当てられた役割や情緒性を問うたが、同時に「個人的なことは政治的である」(Personal is political)として、男女を配置する公私の峻別が女性の異議申し立てを予め封じる性支配の権力装置として機能していることをも問題化し、公私の区分という近代の枠組みを疑問視したのである。

ところで、1980年代以降、近代社会では性差別は異性愛主義の言説により促進されたとして、ジェンダーとセックスとセクシュアリティの関係が再度問われることになり、セクシュアリティの政治性が問題視されるようになる。

第二派フェミニズムがジェンダーという言葉を用いて以降、セックスは生物学的性差であり、ジェンダーは社会的文化的性差であり、セクシュアリティは両者を包括した概念(人間の性欲、性実践、性対象などのエロスに関わる事柄を含む概念)として並列的に捉えられ、セックスは自然であり、セクシュアリティは某か本能の部分を含むと理解されてきた。そして、セクシュアリティは、「私」領域に属するプライベートなこととされ、イデオロギー性を問われてこなかった。しかし、それこそがジェンダーにより生産され規制され、同時に身体を自然として構成していく装置であったのではないかと¹³⁾。

ジェンダー／セクシュアリティ／セックスの構築性が明らかにされてみると、男女の親密な関係は性別二元制と異性愛主義により予め性支配へと方向づけられていたことが明白である。つまり、公共の場で男性同士のエロティックな関係＝同性愛を禁じることを通して、ホモソーシャルな関係＝男同士の絆(セジウィック)という連帯が築かれ公共の場から女性を排除し、他方で公共の場の外部である家庭という私的な場に異性愛主義の性的関係とその対象である女性を配置することを可能にし、公と家族という「私」を貫ぬく男性による女性支配、すなわち家父長制を構築し続けることが可能になったのである¹⁴⁾。

竹村和子は、異性愛主義とセクシズムが両輪となり、すなわちヘテロセクシズムにより、近代の性力学が構築され近代市民社会が成立したと述べる¹⁵⁾。

この配置を、「自然」として問うことを禁じたのが、ロマンティック・ラブを軸にした親密な関係＝純粋な関係であり、それを下支えたのが性別二元制と異性愛主義に刻印されたたてにも関わらず本能と考えられてきたセクシュアリティであり、自然視されたセックス、そして公共圏から独立した「自由」で「安心」できる親密圏が存在するはずであるという幻想であったと考えられる。

2) 親密圏としての近代家族の問題

親密圏としての近代家族は、公共圏から隔離された「私」領域であるとされ、かつ情緒性とケア(養育、介護、気遣い)を同時に配分された点を特徴とする。

その内実は、いかなるものだったのだろうか。

山田昌弘は、この特徴こそが感情体験に価値をおく近代社会において、あたかも家族成員の自由を原則としつつ、秩序を保つための巧妙なメカニズムであったと指摘する¹⁶⁾。山田によれば、本来関係のない「生活－再生産の責任を負うこと」と「感情マネージの責任をもつこと」を相互に支え、社会が要求する社会機能を自ら達成するように促したのが、家族にまつわる規範である。「親は子どもに愛情を注ぐべき」であり、「子どもの世話をするのは愛情の証である」と。「家族責任を負担すること＝愛情表現というイデオロギー」は、愛しているから、愛していることを証明するために、女性は育児や介護を担い、男性は生活費を稼ぎ、そうされるから愛情を感じる、というしくみを生み出した。

このメカニズムを自明視させたのは、ロマンティック・ラブ・イデオロギーと「母性神話」であった。

このメカニズムは、すでに見てきたように、女性を産む性＝情緒的存在として規定し、男女の非対称的關係を生じさせる点で問題であった。しかし、それに加えて、感情体験と生活保障の責任を同時に家族という小さい単位に負わせ、内発的動機により達成させようとした点で以下の問題を孕んでいた。

一つは、何より公共圏で議論されなければならない、家族で解決できない問題の責任を家族が負い、自助努力を強いられる点である。それは、公共の場のルールを問題として問わせないということにもなる。

二つには、愛していることを証明するために、親は子どもに何かしなければならぬと強制され続け、子どもは絶えず愛されているかどうかを点検したり、親を愛している証に「良い子」を自ら演じることになりかねない点である。特に、子どもにとっては、家族＝愛の共同体という幻想は、私は愛されなかったのではないか、というもう一つの成長物語をつくりだす。こうした体制が、近年親との親密な関係の中で親の言うことを聞きすぎる優等生的な自己への嫌悪と癒されることへの願望が肥大化するという心性の形成をもたらしているとも指摘されている¹⁷⁾。

三つには、子どもなどケアを必要とする者にとって、この体制は家族という情緒性を強調された狭い人間関係の範囲で自分の生活と教育の保障が担われるということであり、それが保障される根拠は親などの保護者が自分を愛しているはずだから、ということになる。これは共同体が子どもの社会化に大きな役割を果たす体制と違い、不安定なものである。ケアと教育の責任単位が極めて小さく孤立化しているため不安定である上に、感情自体が不安定だからである¹⁸⁾。

四つには、ケアは権力関係と呼び込むものであるにもかかわらず、狭い人間関係の中で、多くの場合対の関係を経験されてしまう点である¹⁹⁾。さらに、ケアは、本来、家庭内で行っても家庭外で行ってもよいはずであるが、家庭内で無償で行ってきたことを前提とするがゆえに、家庭外で行われるときも、その価値によらず低賃金に抑えられ、公共の場で重視されない、という傾向を生んできたことである²⁰⁾。

以上の問題が共通に指摘していることは、近代において、ケアを親密性とセットで捉えてしまうことの問題であり、それを自明視させる近代の枠組みの問題である。例えば、子どもへのケアは、おとな世代共通の義務であり、親密かどうかに関わりなく、子どもはその存在において誰からも手を差しのべられケアされなければならないのではないのか。しかし、公私の枠組みがそのことを見えなくさせてきた。1980～90年代に、フェミニズムが「母性」を「親性」へ、そして「次世代育成能力」へと読み替え、母性が生得的に女性に備わっているものではなく、育まれるものであり、それは女性や親のみならず人々に育まれるべき能力であると主張した含意はここにあったと考えられる²¹⁾。

最後に、何より問題であったのは、家族を公共の場から隔離し、「親密性や暖かさのある場」=安全地帯として語ることにより、家族の中の権力関係や暴力を隠蔽してきた点である。

3) 家族の暴力を隠蔽する装置としての公私の区分

家族や親密な関係という「私」領域の問題、言い換えると公私の区分の問題を最も象徴的に示したのが、1990年代になってようやく命名され、社会に広く知られるようになったドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、子どもや高齢者への虐待である²²⁾。

これらの事実が明らかにしたことは、一つには、そうした暴力が「暴力」として、公的に認識されてこなかったということである。そして、加害者はもちろん、被害者本人に認識させない、あるいは被害者の異議申し立てを封印してきた事実である。隠蔽の装置として、公私の区分が、そしてプライベートな関係が機能してきたということである。

もう一つは、そうして構築されてきたプライベートな親密関係は、法的外見しがなされる近年まで、公的権力の介入を阻止された女性にとっての「無法地帯」であった、ということである。

聖域とされてきた親密圏としての家族の中の暴力の分析は、親密圏の問題を考える上で重要な二つの見解を提示している。一つは、親密な関係こそが危険である、というとらえ方であり²³⁾、二つには、そうした危険性の隠蔽が近代市民社会における公的権力と私的権力の共犯関係において行われてきたというものであ

る²⁴⁾。

前者について、親密な関係の危険性は、近年深刻化したとみるのが妥当であろう。というのも、まず、家族は性と世代に不均衡に権威と役割を配分する装置として構造的暴力の中に位置づいており、ドメスティック・バイオレンスや虐待は名づけにより「発見」されたのであり、以前からずっと存在してきたと捉えられるからである。次に、深刻化については、戦後、家族を情緒性を特徴とする場と捉える意識が人々の中につくられてきたのであり、そうなる家族は人々の意識上に築かれたプライバシーという高い壁に阻まれ閉ざされた空間になり、家族は少人数の狭くて濃密な関係を生きるようになったためだと考えられる。人間関係が濃密になれば、感情的な軋轢は増加する。加えて、労働環境の変化や女性の権利の主張などにより男性の権威が揺らぐとき、家族のなかで男性の「パワー（権力）とコントロール（支配）」²⁵⁾の手段／表現である暴力が発動されることは想像に難くない。

こうして、「家族空間の情動的強度化・親密化」²⁶⁾が、息のつまるほど密着した関係、他人であれば自然に保つ距離感を喪失しやすい関係と、感情の爆発としての暴力を発現させるに至っていると考えられる。こうした状況について、臨床の現場でドメスティック・バイオレンスや虐待に対応してきた信田さよ子は、第三者の存在が消失し、人々が人間関係に嗜癖するようになったとも指摘している。それゆえ、信田は、結婚制度の見直しにとどまらず、プライバシーとされてきた閉じられた親密な関係こそが危険であるとして、プライバシーの解体こそ必要であると主張する²⁷⁾。

上野千鶴子も同様に指摘し、近代の公私の問題について詳しく言及している²⁸⁾。上野がこのように指摘するのは、「私的領域は、公的に構築された」のであり、そもそも私的領域が政治的に、つまりは私的な政治・権力が存在する場としてつくられたと理解するからである。しかもそれは、公的な権力の介入を拒否して私的権力が支配する「聖域」、言い換えれば市民社会の法の外部に置かれ、私的権力が公的権力の統制なしに横行する「無法地帯」としてつくられたという指摘は重要である。

では、プライベートな場としての親密圏=家族は、誰にとって安全な場であったのか。そして、誰にとって抑圧の場であったのか。

上野は、プライベートな場で権力を与えられたのは、公的権力の場で男性同盟を結んでいる正統な成員としての「男性」であったと指摘する²⁹⁾。

男性同盟との共犯関係により家父長制（男性の女性に対する支配を可能にする権力関係の総体）は揺るぎのないものとして構築され続けてきたのである³⁰⁾。

こうした問題を踏まえ、佐藤和夫は、ハンナ・アレントに依拠しながら、親密圏の危険性について述べ、

以下のように指摘する³¹⁾。ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントは、既存の公共圏が親密圏における女子どもといった弱者の抑圧を前提に成り立つ構造であったことを明らかにし、その構造自体を問い直すことを求めている。

家族という親密圏においては、親密な関係が異性愛に限定され、性交中心の男女関係で捉えられてきた問題を有している。だがそもそもそれを純粋な関係であり自然であると読み違えてしまう形で、家族という私的領域は男女の権力関係を配分すべく公的性格を有し、公的領域は私的性格を有している。だからこそ、親密な関係が相対的に安全な場であるというとき、「誰」にとってかが問われなければならないのである。

だとすれば、「新たな親密圏」においても問題になるのは、公共圏と対比させた親密圏という配置と、そこでの他者との距離の取り方についての考え方である。新たな親密圏の創出において、これらの問題からどのように脱却できるのか、が問われなければならない。

4) 家族を相対化する試み

今日、上記のような問題が指摘されてきた家族という社会の基本単位を問い、脱却する試みが提案されたり、実施されたりしている。ここでは、フランスのPACSとマーサ・A・ファイマンの提案³²⁾を取り上げて、その意味を確認しておきたい。

フランスのPACSは、グループホームやゲイ/レズビアンの同性愛カップルなど、さまざまな関係を法的に認めようとするものである。そうすることで、異性愛主義に基づき、血縁に閉じられていた家族を開こうとする戦略である。但し、この方略は、実際には同性愛カップルの権利が認められたことに注目が集まり、親密であることの中身を「性愛」中心にとらえる現在の枠組みから脱却できるのかどうかについて疑問を残さないわけでもない。

他方、ファイマンの方は、ポスト平等主義のフェミニズム論として、家族を性の絆から、ケアの絆へと転換させることを提案する。つまり、ケアの関係である母子関係（父子関係などのさまざまなケアの関係を含む）に焦点化することにより、家族を脱性化させる試みである。家族は、そもそも異なるベクトルである成人男女と親子の二つの軸を、ロマンティック・ラブで覆うことにより、一つの集団としてみなされてきた。家族の横軸、すなわち異性愛主義とジェンダーのコードが組み込まれた「正しいセクシュアリティ」をはずす戦略なのである。これは、後期資本主義に突入し、シングル・マザーが増加しているアメリカ合州国の現実を踏まえた提案でもある。

ヘテロセクシズムをどのように越えていくのか、そのとき子どもたちの養育をどうするのか。二つの提案はそれぞれにさしあたりヘテロセクシズムをずらす試

みの一つであると言える。

では、「新たな親密圏」の創出という語りは、どのような意味を持っているのであろうか。

3. 「新たな親密圏」への疑問

1) 「新たな親密圏」の条件

「新たな親密圏」を創出する必要が語られるとき、以上述べてきた問題を踏まえて、新たな親密圏の創出は公私の関係の問い直し、すなわち「新たな」公共圏の構築とともに可能になることが強調される場合もある³³⁾。

他方で、金井淑子のように、家族自体の再構造化の必要を指摘する者もいる³⁴⁾。

これらの主張に対して、齋藤純一は、親密圏の危険性を踏まえた上で、なお、安心できる場所が必要であり、両義的にみる必要を指摘し、親密圏を多様に立ち上げる、あるいはすでにあるものを認識していくことを重視する³⁵⁾。

但し、齋藤は、親密圏＝愛の共同体＝家族と捉えないとしつつ、従来の家族問題を踏まえ、新たな親密圏を構想するにあたり、親密圏に必要な条件として、以下を提起している。

一つは、退出する自由を公的に認めることである³⁶⁾。親密圏の関係性はある程度持続的であり、退出の自由は発言の自由を支える政治的条件として必要とされる。

一つ目の点と関わって、もう一つは、親密圏は多様に存在する、と捉えることである³⁷⁾。例えば、セルフ・ヘルプグループなど、現実に存在している親密圏に着目し、新たな親密圏の創出を構想しようとしている。

三つには、プライバシーを定義し直すことである³⁸⁾。

こうした捉え方は、「私的」とであると捉えることにより家族の中の暴力が隠蔽されてきたことをふまえたものであり、また多様な親密圏の存在を認めて家族の外側にオルタナティブを健在化させることにより、家族という関係を特化させない試みとして評価できるといえよう。家族の外側に戦略的に親密圏をつくる、あるいは親密圏が存在すると捉えることは、個人がさまざまな親密圏にかかわり、家族を構成する人と人との間に距離が保たれるとともに、退出の自由を支えるからである。退出する自由のためには、家族の関係などの一つの親密な関係だけが突出しない平らな関係でオルタナティブが存在することが必要である。また、多元化することにより、家族の意味が変質していくことも考えられる。

では、そうした捉え直しをすれば、親密圏は誰にとっても安心できる場となるのであろうか。

2) 「新たな親密圏」への疑問

先述の親密圏としての家族の問題を踏まえ、以下では、齋藤純一の親密圏のとらえ方を取り上げて「新たな親密圏」の創出という語りに対するいくつかの疑問を提示しておきたい。

まず第一に、ジェンダーと異性愛主義のコードが組み込まれた親密な関係からどのように脱却していいのか、親密な関係がヘテロセクシズムに刻印されない関係につくり換えられる可能性はどのように開かれているのか、である。齋藤は、家族以外の多様な関係を親密圏とみなすとしており、そうすることでこれまでの性交中心・異性愛主義の男女のエロスとは異なる親密な関係が育まれる可能性も確かに考えられる。しかし、その中核が家族であり、それがヘテロセクシズムに刻印されているとすれば、その関係をずらしていくことは容易ではないであろう。ジェンダーが身体化されているとすれば、自己決定する個人と言われているもの自体が、ジェンダー化された主体として存在することになる。そして、そのように構成された主体を個人のセクシュアリティのレベルまでおりて問い直すことは困難を伴う作業だからである。また、公共圏の外部に、権力関係から解放された純粋な関係を構築することが可能であるのかという問いも残る。

第二に、そもそも公共圏と対比される親密圏はどのように捉え直せるのか、にかかわる問いである。家族の問題が示した「親密である」という言葉で権力関係が覆い隠されてしまう抑圧性への疑念がある。家族という親密圏では、ある人々にとって安心できる場は、ある人々にとっては抑圧の場でしかなかった。公共の場では、これまで抽象的他者が前提とされてきたが、それは後述するように具体的な他者が有する差異を親密圏に封じ込めたからではなかったのか。

第二の点について、もはやここで詳しく論じる紙幅はなく、別の機会に公共圏と合わせて検討するとして、以下に今後解明すべき課題としていくつかの論点を挙げておきたい。

一つは、親密圏／公共圏という区分がもたらしてきた問題が回避できるのかどうかについてである。特に、気になるのは公共圏にとって安全装置として、親密圏の必要が語られていることである。公共圏の外側に避難所を設けるという公私の設定は、公共圏をそのままにして、家族が自助努力を強いられてきたように、親密圏あるいは「私」領域に自助努力を強いることにならないのだろうか。また、領域や範囲を示し、かつある程度固定した持続的な関係をもつことがとイメージされる「親密圏」あるいは「親密な関係」が必要である、ということは抑圧的ではないだろうか。

二つには、親密圏は、公共圏との対比で定義される概念であるが、両者は実際に区分できるものなのか、区分できるとして、親密性と公共圏の違いや関係をど

のように捉えるのか、である。例えば、齋藤純一は、公共圏が人びとの間にある共通の問題への関心によって成立するのに対して、「親密圏は具体的な他者の生／生命への配慮・関心によって形成・維持される」³⁹⁾と述べる。このように述べるとき、そこには親密圏への二つの期待が込められている。

一つは、親密圏では、具体的な個人として扱われることである。親密圏の他者は身体性をそなえた他者であり、また「見知らぬ一般的な他者、抽象的な他者ではない、親密圏の関係性は間一人格的 (inter-personal) であり、そうした人称性を欠いた空間は親密圏とはよばれない」⁴⁰⁾ことになる。

もう一つは、具体的な他者との出会いと、そこでの生きがたさの声を聞きとることにより、公共圏を問い直していくことである。つまり、親密圏が対抗的公共圏として立ち上がっていくことである。「親密圏においては、濃淡の違いはあるにしても、他者の生命・身体への配慮が人々を繋ぐメディアである。そこでは『ピオス』という生の位相は『ゾーエー』というそれからは分離されえない」⁴¹⁾がゆえに、親密圏では、公共圏と違って親密圏の他者は新体制をそなえた他者であるとされる。

それゆえ、齋藤は、「具体的な他者の生／生命に一定の配慮や関心があるということが、親密圏のミニマルな条件である」⁴²⁾と指摘する。

確かに、具体的な他者として出会うことは重要であるとして、それは公共圏でも同じではないのか。また、具体的な他者の生／生命に出会い直す親密圏において、全面的なつながりや信頼関係が生まれ、公共圏のルールやあり方が問われることがある。つまり対抗的公共圏が立ち上がるとされるが、そのときそれはすでに公共圏ではないのか。さらに、親密圏においては常に全面的なつながりが生まれる、と捉えることができるのだろうか。

また、すでにみてきたように、公共圏は常に他者の生命・身体、そしてセクシュアリティへの関心から成り立ってきた。それらに関わる事柄についての決定は、親密圏に委ねられてきたわけではない。フェミニズムは、「個人的なことは政治的である」と主張し、具体的な個人を前提に公共の場のルールを書き換えることを要求してきた。例えば、家族の中の暴力を犯罪とみなすことや、経済に家族の中で女性が担ってきた不払い労働としてのケアの費用を組み込むことなどである。

こうした事情について、先に述べたように、近代社会の公私の分離原則を問い、私的領域の公的性格を明らかにした上野は以下のように指摘している。「『市民』とは、公領域に公民として、すなわち私的な領域をプライバシーとして封印したまま、互いに『同じであること sameness』を偽装して登場する個人のことである。このプライバシーの領域には、セクシュアリティ

から、再生産、扶養や依存の有無、障害などさまざまな差異が、封じ込められている。それらの差異をあたかも存在しないかのようにふるまうのが公領域の「同じであること」を担保する作法であり、これを公平と呼び慣わしてきた。公的領域のゲームでは、差異の負荷がまったくない者を範型に近代的個人像がつくられており、そうした人々がもっとも有利になるようにルールがつくられている。公的領域のゲームが、差異を無視するというしかたで差異を暗黙裏に組み込みつつ、公平を僭称しながら不公平を帰結するしくみである⁴³⁾。そして、公的領域に差異を組み込み、異なったニーズに異なった対応をするべく公的領域のゲームのルールをつくりかえる必要があり、それは万人に共通する普遍解ではありえず、固有性に応じた特殊解が求められると主張する⁴⁴⁾。

本稿で中心に検討してきたジェンダーは、近代市民社会における差異の変数のひとつであり、人はさまざまな境界により差異化されている。そうした差異の存在を前提に公/私領域において、これまでのルールが問われるべきではないだろうか。

最後に、プライバシーについて、言及しておきたい。先に述べたように、プライベートなこととされ、家族の中に隠蔽されてきた暴力の問題は、公私の問い直しを要求する。齋藤は、この点を配慮し、公私の関係の問い直しについても言及している。齋藤によれば、「プライバシーは、個人が自らの身体、自らの生/生命のリズム、自らについての情報(病歴・「買い物歴」を含む)。自らが深い愛着をもつ物などを他者の恣意的なアクセスからまもる空間、他者が本人の同意なしにはアクセスできない領域としてとらえ直されるべきだろう。見られないこと、聞かれないこと、触れられないこと……つまり「私的」であることは、この場合には「剝奪」ではなく個人によって能動的に選択される事柄である⁴⁵⁾ということになる。

齋藤は、プライバシーを個人に切りつめ、「私的」かどうかは当事者により能動的に選択される事柄であると捉えている。こうした捉え直しは、重要である。しかし、個人が能動的に選択する事柄と捉えるだけでなく、「私的」か「公的」かを領域として捉えること自体の問い直しが必要ではないだろうか。

つまり、私的か公的かは、領域の内容によるのではなく、プライベートな事柄に一度問題が起こると、それはただちに公的な事柄となる、と捉えるべきではないだろうか。ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントは、そのような捉え直しを求めてきた。そして、既に述べてきたように、私たちの身体やセクシュアリティは、常に公的にしか存在してはこなかったのであるから。

その時、公私は、もはや一定の領域をあらわすものではなく、ある事柄について個人(当事者)がプライ

ベートと決めたことがプライベートであり、一端問題が生じ、個人が公にしたいと思ったことが公共圏において問われるべき事柄となる、と捉えることになる。

「Personal is political」という言葉で、公的につくられた私的領域に隠蔽されてきた抑圧性を暴いてきたフェミニズムは、親密圏という領域の設定に無関心ではいられない。

註

- 1) 例えば、「法の科学」(29号2000年)や「思想」(925号2001年6月号)では、親密圏あるいは親密圏/公共圏が特集されている。また、2003年に齋藤純一編「親密性のポリティクス」(ナカニシヤ)が出版されている。
- 2) ユルゲン・ハーバーマス(細谷貞雄・山田正行訳)「第2版・公共性の構造転換 市民社会の二カテゴリーについて」未来社、1994年(原書1990年)。
- 3) 公的領域と境界を画した家庭領域という概念が生まれたのは、産業化が進行した明治20年代であり、明治末期から大正期にかけて普及し、都市部に新中間層と呼ばれる夫の給料だけで生活できる賃金生活者層が登場し、やすらぎの場としての家庭という概念も浸透していったと言われている(森岡清美「現代家族変動論」ミネルヴァ書房、1993年)。
- 4) 例えば、中西新太郎「若者たちに何が起きているのか」花伝社、2004年、pp. 248-261。さらに、中西は、1990年代に急激に進んだ日本企業社会—専業主婦がいる家族システムの崩壊により、共働きでやっと暮らせる所得しか得られない現実をもたらしており、今日ではむしろ家族の一体化や凝集性が求められていると指摘する。
- 5) グローバル化とセキュリティの強化が進行するなかで、セキュリティの確保という名のもとに、あるべき規範の方向に向かって努力しない人々を排除するしくみが労働と生活の場で徹底され、棄民化させられる人々を生み出すことが指摘されている(齋藤純一「社会の分断とセキュリティの再編」前掲「思想」pp. 27-48、酒井隆史「〈セキュリティ〉の上昇—現代都市における〈隔離の諸相〉—」『現代思想』27巻11号、1999年、pp. 92-116ほか)。このような分断と貧困層の隔離状況を象徴する街並みとして、要塞都市と化したロスアンゼルスが分析されている(マイク・デイヴィス「日比野啓訳」『要塞都市ロスアンゼルス—都市空間の軍事化—』『現代思想』27巻11号、1999年、pp. 118-137)。そこでは、公共圏の意味が反転し、公共圏は黒人やアンダークラスが生きる場として人々に認知され、白人マジョリティが弱者として描かれるようになっていくという(渋谷望「魂の労働」青土社、2003年、pp. 119-131)。
- 6) 例えば、門脇厚司「親と子の社会力」朝日選書。子どもの成長には、早急に家族に替わる新たな親密圏を構築する必要があると述べられている。
- 7) 渋谷望や齋藤純一は、都市において人々が孤立・分断されていく状況を分析し、人々の生を保障するために親密圏をどのようにつくりだすかが最も重要な課題であると述べる(齋藤純一「親密圏と安全の政治」前掲「親密圏のポリティクス」pp. 211-233、渋谷望「排除空間の生政治—親密圏の危機の政治化のために—」同上書 pp. 107-129など)。
- 8) 子ども・若者が問題化され、少年犯罪の厳罰化とともに、教育基本法の改定や少子化対策においては、明確な根拠がないままに「家庭の教育力の低下」が叫ばれ、「家庭教育重視」が積極的に打ち出されている。例えば、「今後の少子化対策の方向について」(少子化問題調査会中間とりまとめ、2004年5月

- 20日)をみると、「国家の形」の基盤をつくるために個人主義をあらため、ナショナリズムに基づいた伝統的な家族やコミュニティの再生を促す必要が述べられており、伝統的な家族的価値の回帰が顕著にみられる。家族の変容は消費社会化の必然としての共同性の解体として生じており、また子ども・若者の問題は能力主義の徹底や若者の雇用機会の喪失など社会の変容と密接に関係しているにもかかわらず、子ども・若者の問題の原因を家族に一面的にみることを促し、家族に自助努力を求める語り口となっている。近年、家族責任を強化する政策が提示されており、従来の家族モデルの変容を促すものは、1990年代の後半に実質化した雇用環境の急変に伴って女性労働力を縁辺労働力として再編するためのもの、例えば、保育所持機児童の一掃計画などにみられるだけであるといえよう。
- 9) 例えば、2002年の総理府の「国民生活に関する世論調査」では、家族の一番重要な役割として、「家族の団らん」(60.2%)、「休息・やすらぎ」(54.0%)、「家族の絆を強める場」(45.1%)、「親子が共に成長する場」(34.5%)となっている。
(<http://www8.cao.go.jp/survey/h14/h14-life/>)
- 11) 例えば、アリエス(杉山光信他訳)『<子ども>の誕生—アンシャンレジーム期における家族と—』みすず書房、1980年(原書1960年)。
- 12) 竹村和子『愛について』岩波書店、2002年、p. 37-38。
- 13) ジュディス・バトラーは、仮に解剖学的性差はあったとしても、それはジェンダーにより意味を与えられて初めて身体として把握される、つまりジェンダーは、ヘテロセクシュアルのマトリックス(とバトラーが呼ぶもの)と不可避に結びついており、ジェンダーは反対のジェンダー/セックスである人に引きつけられるというヘテロセクシュアルの観念を通して理解される、と指摘する(山田綾「学校におけるジェンダー/セクシュアリティの政治」子安潤・山田綾・山本敏郎編『学校と教室のポリティクス—新民主主義的教育論』フォーラム・A、2004年、p. 97、前掲『愛について』、ジュディス・バトラー『ジェンダー・トラブル』青土社、1999年(原書1990年))。そして、竹村和子は、「セクシュアリティは、歴史的に決定されたカテゴリーであるジェンダー区分の『偶発性』を隠蔽しようとして、「本源的な」男女の身体区分を捏造しようとするときに語られる、エロスにまつわる〈フィクション〉なのである」と指摘する(前掲『愛について』p. 41)。
- 14) E. K. セジウィックによれば、男性中心の近代社会は、男同士のホモソーシャルな連帯を確保するために、男性の間のホモエロティックな関係を抑圧し、同時に女性を同等な集団メンバーから排除し、所有の対象として客体化する、ホモフォビア(同性愛恐怖)とミソジニー(女性蔑視)の組み合わせで成り立つ、異性愛主義を前提としていることが明らかにされている(『岩波女性学事典』pp. 294-295、E. K. セジウィック・外岡尚美訳『クローゼットの認識論』青土社、1999年・原書1990年)。
- 15) 上野千鶴子によれば、ヘテロセクシズムとは、男性が自分より劣位にある女性をお互いの間に配分するための制度に他ならないのである。それゆえ、男性同盟の成員は「一人前の男」である条件として、少なくともひとりの女を支配下に置いていることを要請されてきた。(上野千鶴子『「プライバシー」の解体—私的暴力と公的暴力の共依存をめぐる—』『アディクションと家族』第17巻4号、2000年、pp. 401-405。)
- 16) 山田昌弘は、近代家族の特徴を、家族を外の世界から隔離された私的領域とし、「家族はお互いの一定の生活水準の確保、および労働力の再生産に責任を負う」と「家族はお互いの感情マネージの責任を負う」という二つの社会機能—経済的領域の「自助原則」と精神的領域の「愛情原則」—の両方の責任が相対的に小さな親族単位と一致して存在している、そういう両者の責任の置かれ方が戦後成立した近代家族の特徴であると指摘する(山田昌弘『近代家族のゆくえ』新曜社、1994年、pp. 45-48、65-68。)
- 17) 中村正『ドメスティック・バイオレンスと家族の病理』作品社、2001年、pp. 215-217。
- 18) 拙稿「家族一心に傷をおった子どもたち」『生活指導』No. 560、2000年、pp. 8-15。
- 19) 松島京「家族におけるケアと暴力」『立命館産業社会論集』第37巻4号、2002年、pp. 123-145。
- 20) 同上論文並びに市野川容孝「ケアの社会化をめぐる」『現代思想』第28巻4号、2000年、pp. 114-124。
- 21) 原ひろ子・館かおる編『母性から次世代育成力へ—生み育てる社会のために—』新曜社、1991年。
- 22) 拙稿『「親密な」関係=家族と暴力』『生活指導研究』19号、エイデル研究所、2002年、pp. 33-42、拙稿「ジェンダーと生活指導」『生活指導研究』20号、エイデル研究所、2003年、pp. 89-96。
- 23) 信田さよ子「対の関係と暴力：DV・児童虐待・ストーキングについて考える」『世界』2000年7月号、岩波書店、pp. 56-78、信田さよ子「臨床現場からみた家族—親密な関係は危険である—」前掲『法の科学』29号、pp. 97-102。
- 24) 前掲『「プライバシー」の解体—私的暴力と公的暴力の共依存をめぐる—』、上野千鶴子「市民権とジェンダー—公私の領域の解体と再編—」『思想』955号、2003年11月、pp. 10-34。
- 25) 「夫(恋人)からの暴力」調査研究会『[新版]ドメスティック・バイオレンス』有斐閣、2002年、pp. 34-39。
- 26) 前掲『ドメスティック・バイオレンスと家族の病理』p. 211。
- 27) 前掲「対の関係と暴力：DV・児童虐待・ストーキングについて考える」。
- 28) 上野は、「個人的なことは政治的である」というフェミニズムのスローガンは、「私的な領域とは公的に作られたものである」という命題に至っている、と指摘する。そして、公的領域が、私的領域をつくりだしたのであり、そうすることにより、男性中心主義社会において、男性が暴力を振るうことができ私的領域がつくられ、隠蔽されてきた。さらに、国家の外側でも戦争と軍隊という形で、暴力を正統化して成立したのが、近代市民国家であると指摘する。(前掲『「プライバシー」の解体—私的暴力と公的暴力の共依存をめぐる—』pp. 401-405、前掲「市民権とジェンダー—公私の領域の解体と再編—」pp. 10-34。)
- 29) 同上論文 pp. 20-22。
- 30) 1990年代によく、ドメスティック・バイオレンスや子どもへの虐待に関して司法の介入が制度化され、近代市民社会がつくりだした家父長制のもとで男性に保障されてきたプライバシーの権利が否定されるに至った。
- 31) 佐藤和夫「家族・親密圏—公共性—H・アーレントの公私観の視角から—」山口定・佐藤春吉・中島茂樹・小関粗明編『新しい公共性』有斐閣、2003年、pp. 59-80。
- 32) マーサ・A・ファイマン(上野千鶴子監訳、速見葉子・亀田信子訳)『家族、積みすぎた方舟—ポスト平等主義のフェミニズム法理論』学陽書房、2003年(原書1995年)。
- 33) 例えば、前掲「家族・親密圏—公共性—」並びに中里見博「性支配と人権」(前掲『法の科学』29号、pp. 95-96)。
- 34) 三品(金井)淑子「新たな親密圏と女性の身体の居場所」『岩波・新哲学講義6 共に生きる』岩波書店、1998年、pp. 69-103、

金井淑子「親密圏とフェミニズム」前掲『親密性のポリティクス』pp. 27-57。

35) 齋藤純一「公共性」岩波書店, 2000年, pp. 89-100, 「親密圏と安全性の政治」並びに前掲『親密圏のポリティクス』pp. 211-232。このような捉え方は, 渋谷望にも共通しており, 先述のように家族とは異なる親密圏をさまざまに再生する必要が提起されている(前掲「排除空間の生政治」)。

36) 前掲「親密圏と安全性の政治」pp. 224-225。

37) 前掲「公共性」pp. 93-94。

38) 同上書 p. 95。

39) 同上書 p. 92。

40) 同上書 p. 92。

41) 同上書 p. 93。

42) 同上書 p. 94。

43) 前掲「市民権とジェンダー—公私の領域の解体と再編—」p. 28。

44) 同上論文, p. 28。

45) 前掲「公共性」p. 95。

(平成16年9月17日受理)